

各民設民営特別養護老人ホーム設置者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進担当部長
(公印省略)

令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金の評価加算に係る
変更協議について (依頼)

標記の件について、下記のとおり令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金交付要綱
(令和5年3月29日付4福保高施第1687号。以下「交付要綱」という。)の別表の規定に基づく
評価加算に係る変更協議を行う場合は、変更協議書の提出をお願いします。

なお、今回の評価加算に係る変更協議は、原則として、令和5年10月16日5福祉高施第477
号「令和5年度東京都特別養護老人ホーム経営支援補助金評価加算の内示について(通知)」で決定した
努力・実績加算の項目に変更が生じる施設が対象です。

記

1 提出書類 (変更協議を行う施設のみ)

(1) 評価加算変更協議書関係 ※評価加算協議と同様、紙媒体での提出が必要です。

ア 変更協議書【参考様式】

イ 令和5年度特別養護老人ホーム経営支援補助金評価加算変更協議提出書類チェックリスト

ウ 努力・実績変更協議様式2及び施設区分様式

エ 評価加算変更協議様式2-1から2-20 (別添を含む)

※努力・実績加算協議を行わない項目の様式については、提出不要です。

※協議様式や記入例等については、下記URLを参照ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/tokuyou/tokuyoukeieisien/index.html>

2 提出期限

令和6年2月2日(金曜日)必着

3 提出先

東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階中央

※郵送の際は封筒の表に経営支援補助金評価加算変更協議書在中と御記入願います。

4 問い合わせ先

特別養護老人ホーム経営支援事業に関するお問合せは、以下のURLからお願いいたします。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1661328286982>

※頂戴した問合せについては、メールにて回答いたします。

早急の回答に努めますが、質問内容によっては、お時間を頂く場合がございますので、
御了承ください。

5 その他

書類の作成・提出にあたっては、別添作成見本等に記載の内容を十分御確認の上、提出期限厳守での御提出をお願い致します。

6 注意事項

- (1) 努力・実績加算の変更協議は今回限りとなります。今後、今回の内示額を上回る努力・実績加算の交付は出来ませんので、努力・実績加算に変更が生じた場合は、必ず変更協議申請を行ってください。
- (2) 令和5年度の実績報告時（令和6年度）において、努力・実績加算の報告値が、内示額及び交付決定額を下回る場合は返還金が生じますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 評価加算の変更協議にあたっては、その根拠となる書類等を5年間保管してください。

7 今後の手続きについて

今回の評価加算の変更協議に伴い、全体の努力・実績加算の単価に変更が生じるため、今年度（当初）交付決定を受けた施設は全て変更交付申請の手続きが必要となります。

なお、サービス評価・改善計画加算（第三者評価：60万円、利用者調査：20万円）の交付決定を受けたが、令和5年度中に第三者評価又は利用者調査を実施しなかった施設についても、変更交付申請時に取り下げの手続きをお願いいたします。

変更交付申請手続きの詳細につきましては、評価加算の変更補助内示後に、別途メール及び福祉局ホームページにて御連絡いたします。